

埼玉「違憲訴訟」 推進ニュース

(No. 5) 2016年3月18日

発行：全日本年金者組合埼玉県本部
年金裁判推進本部
さいたま市見沼区東大宮5-53-16
☎ (048-686-2044) FAX (048-686-2144)
メール:nenkinsaitama@kzh.biglobe.ne.jp

「年金裁判を支え、年金制度をよくする埼玉の会」 略称（年金裁判を支える埼玉の会）

3月8日、「年金裁判を支え、年金制度をよくする会」の発足へ向け、第2回準備会が開かれました。準備会では、「会」の「申し合わせ事項」について再度検討しました。

その一つが、名称です。「年金裁判を支える埼玉の会」を「年金制度を支え、年金制度をよくする埼玉の会」に変更します。裁判だけでなく年金制度をよくすることをこの会でも取り組む必要があるという意見に基づくものです。その他、数点にわたって検討し、次の通りの「案」となりました。

申し合わせ事項（案）

- 1.（目的）この会は、年金者組合員が提訴する「年金引き下げ違憲訴訟」（以下「違憲訴訟」）を支援し、年金制度をよくすることを目的とします。
- 2.（名称）この会の名称は、「年金裁判を支え、年金制度をよくする埼玉の会」（略称「年金裁判を支える埼玉の会」）とします。
- 3.（組織）この会は、県本部、ブロック・各支部、地域に組織します。
- 4.（財政）この会の会員は、「違憲訴訟」へのカンパをした人を会員とします。カンパは個人会員が1口500円（年額）、団体会員は1口1000円（年額）とします。
- 5.（事業）この会は、目的達成のため次の事業を行います。
 - ①年金裁判への傍聴
 - ②若者も高齢者も安心できる年金制度確立の諸活動
 - ③活動を広く市民に知らせるニュースの発行
 - ④活動を支える募金活動
- 6.（運営）この会に世話人を置き、世話人会で会の運営を行います。
- 7.（体制）この会に世話人の中から代表世話人を選出し、会の代表を務めます。また、事務局を置き、事務所は年金者組合埼玉県本部内に置きます。
- 8.（解散）この会は、この裁判が終了した時点で解散します。

「年金裁判を支え、年金制度をよくする埼玉の会」結成集会

- ◆期日：2016年5月24日（火）13:30～
- ◆会場：与野本町コミュニティーセンター（埼京線・与野本町駅下車徒歩3分）
- ◆講演：宇都宮健児氏（交渉中）